

契約情報の公表について(随意契約)

| 工事の名称、場所及び期間又は 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及び その所属の所在地 | 契約を締 結した日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 契約の相手方の 法人番号 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格 (円) | 契約金額 (円) | 落札率 (%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|--|------------------------------|--------------|--|---|---|---|--|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|----------|----|
| | | | | | | | | | 再就職 の役員 の数 (職種) | 再就職の 役員の数 (国) | 公益 法人 の 区分 | 国又は 都道府 県所管 の区分 | 応募 者数 | |
| 事務所賃貸借等(四国支店) | 契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月1日 | 株式会社甲南アセット 兵庫県神戸市兵庫区大開通2-3-22 | 2140001023694 | 会計規程第25条第1項第3号 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | - | - | - | - | - | - | - |
| 事務所清掃(東北支店) | 契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月1日 | 森トラスト株式会社 東京都港区虎ノ門4-1-1 | 8010401029670 | 会計規程第25条第1項第3号 事務所賃貸契約書により貸主指定の事業者が清掃を行うこととされているため、随意契約したものである。 | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | - | - | - | - | - | - | - |
| 事務所清掃(北海道支店) | 契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月1日 | 株式会社第一ビルディング 札幌支店 北海道札幌市中央区北3条西1-1-11 | 1010001065445 | 会計規程第25条第1項第3号 事務所賃貸契約書により貸主指定の事業者が清掃を行うこととされているため、随意契約したものである。 | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | - | - | - | - | - | - | - |
| 引受並びに募集取扱契約(政府保証第46回住宅金融支援機構債券(グリーンボンド)) | 理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月6日 | 以下の者を代表者とする引受並びに募集の取扱者 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-13-1 | 6010001008845 6010001074037 | 会計規程第25条第1項 政府保証10年債を安定的かつ確実に発行するためには、現状では引受団方式を採用することが最善と考えられる。 引受団を代表できる者は限られており、競争性を有さないことから、左記事業者と随意契約したものである。 | 47,025,000 | 47,025,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - |
| 募集委託契約(政府保証第46回住宅金融支援機構債券(グリーンボンド)) | 理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月6日 | 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5 | 6010001008845 | 会計規程第25条第1項 本件は、2025年度に発行する政府保証債の募集の一連の事務を委託するものである。 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、かつ、今後も継続が見込まれるため参加確認公募手続を行ったところ、他の参加希望届の提出がなかったため、左記事業者と随意契約したものである。 | 予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため非公表 | 契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため非公表 | - | - | - | - | - | - | - |
| 日経ビジネス広告特集「マンション再生・建替と管理・修繕」 広告記事掲載委託業務 | 契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月10日 | 株式会社日経BP 東京都港区虎ノ門4-3-12 | 4010401060159 | 会計規程第25条第1項第4号 当該雑誌は契約相手先が企画・発行しているものであり、契約にあたっては本契約相手先と直接行う必要があるため、同社と随意契約したものである。 | 3,300,000 | 3,300,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - |
| 総合オンラインシステム改修 (令和7年度第二次制度改正・ 機能改善)業務 | 契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月20日 | TIS株式会社 東京都新宿区西新宿8-17-1 | 2010001134133 | 政府調達規程第11条第2号 本件は、総合オンラインシステムの改修(令和7年度第二次制度改正・機能改善)業務を調達するものである。本件業務の履行が可能な者は契約相手方であるとして、本件業務の実施を希望する者の有無を公募により確認する手続を行ったところ参加申込書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。 | 877,908,000 | 788,249,000 | 89.79% | - | - | - | - | - | - |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第223回住宅金融支援機構債券) | 理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月20日 | 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-13-1 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木6-10-1 | 6010001074037 7010001125714 4010401086856 | 会計規程第25条第1項第6号 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 138,930,000 | 138,930,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - |

| 工事の名称、場所及び期間又は 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及び その所属の所在地 | 契約を締 結した日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 契約の相手方の 法人番号 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格 (円) | 契約金額 (円) | 落札率 (%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|--|----------------------------|--------------|--|---|--|-------------|-------------|------------|--------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|----------|----|
| | | | | | | | | | 再就職 の役員 の数 (機構) | 再就職の 役員の数 (国) | 公益 法人 の 区分 | 国又は 都道府 県所管 の区分 | 応募 者数 | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸 付債権担保グリーン第1回住 宅金融支援機構債券) | 理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10 | 令和7年11月21日 | 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-13-1 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1 | 6010001074037 7010001125714 7010001008687 | 会計規程第25条第1項第6号 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊 な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発 展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考 慮した企画競争方式による評価を行って主幹事候補 証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上 で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、 契約する必要がある。本業務について、企画競争手続 により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 66,000,000 | 66,000,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |

(注)会計規程第30条の2に基づく公表である。